

国家戦略特区の指定について

1. 3月28日の国家戦略特区諮問会議において、国家戦略特区の指定区域の案について審議がされ、その中の1つに、沖縄県が位置付けられたところ。
2. 今後、沖縄県などの関係地方公共団体の意見を聴く等必要な手続を経た上で、国家戦略特区を政令指定するとともに、特区ごとの区域方針を内閣総理大臣決定する予定。
3. その後、特区ごとに設置される国家戦略特別区域会議において、追加の規制改革事項も含めた、国家戦略特別区域計画が作成され、事業内容の具体化が進められていく予定。

(参考)

国家戦略特区諮問会議(3月28日)資料より

国家戦略特別区域の概要(案)

(注1)東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる(以下同じ)。

(注2)【 】は、政策テーマ

I. 東京圏

【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

東京都・神奈川県の一部、
千葉県成田市

* 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

II. 関西圏【医療等イノベーション拠点、 チャレンジ人材支援】

大阪府・兵庫県・京都府の一部

III. 新潟県新潟市

【大規模農業の改革拠点】

IV. 兵庫県養父市

【中山間地農業の改革拠点】

V. 福岡県福岡市

【創業のための雇用改革拠点】

VI. 沖縄県【国際観光拠点】

* 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

(参考)

国家戦略特区諮問会議(3月28日)資料より

国家戦略特別区域及び区域方針(案)

VI. 沖縄県

1.対象区域

沖縄県

2.目標

世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした観光ビジネスを振興するとともに、沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出し、外国人観光客等の飛躍的な増大を図る。

3.政策課題

- (1)外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- (2)地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- (3)国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備

4.事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<観光>

- ・外国人観光客の入国の容易化(ビザ要件の緩和)
- ・入管手続の迅速化(民間委託等)
- ・外国人ダイバーの受入れ(潜水士試験の外国語対応)

<労働>

- ・海外からの高度人材の受入れ(ビザ要件の緩和)